

保護者の皆様

草津市立玉川中学校  
校長 江竜 眞司

## 暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災 その他緊迫事態における非常措置について

暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災、その他緊迫事態の発生により生徒の登下校に危険があると予想される場合、臨時休業その他の非常措置をとる場合があります。

つきましては、下記の要項をよくお読みいただき、ご協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表時における措置

**午前7時において**  
**滋賀県に「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」**  
**または「暴風を含む警報」が発表中の場合**

⇒

**臨時休業とする**

※ 登校後、「暴風警報」が発表された場合は、状況を見て下校させます。

#### 2. その他の警報（大雨・洪水・大雪など）

**状況によっては終業時刻を繰り上げて下校させることがあります。**

#### 3. 安全指導について

非常変災その他緊迫事態の時には、学校でも可能な限りの配慮をさせていただきますが、ご家庭におかれましても、次の諸点につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 非常変災時の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分にいただき、通学の安全に万全を期すよう適切な注意や助言・指示を与えてください。
- (2) 警報が解除されたり風や雨がやんだりした後にも、河川の増水等の危険が残ります。遊び場や通学路における危険防止に向けたご配慮をお願いします。  
なお、事故が発生した時は、速やかに学校へ連絡してください。
- (3) 非常変災にともなって生徒が遅刻・早退をする場合には、学校（学級担任）と連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期すことができますようご協力ください。